

さしあたりの素材：

『ガバナンス』（特集「地方分権一括法施行20年——その成果と展望」）

2020年4月号（首長・職員編）、5月号（議員・議会編）

『都市問題』（特集「未完の分権改革20年」）2020年9月号

『自治体法務研究』（特集「平成」の自治体法務を振り返る）2019年冬

## I 改革の成果が活かされているか

機関委任事務体制（通達行政文化）の解体

→現場へのインパクト、どう見るか

## II 改革の課題は達成されたか、残された課題はどうなっているか

自主性阻害要因のさらなる軽減

- ・施設公物設置管理の法定基準 → 条例化、従うべき基準の大量存続
- ・計画策定規定、努力義務規定、…

事務権限の移譲、自主財源の充実（税源移譲、その他）

住民自治の充実

- ・「自治体への分権」を通じて「住民の自治（自己統治、自己決定権）」へ
- ・そこでの「住民自治」の、言い換えれば住民と自治体の関係の、捉え方：
  - ・自治体の存立目的としての「(役務提供を受ける) 住民」  
→住民が住民のニーズに応える自治体を持つ、その意味での住民自治
  - ・自治体制度の構成要素としての「(負担し参加する) 住民」  
→住民がみずから参加し負担する、その意味での住民自治
- ・以上とは別に、自治体との関係を前提としない「地域住民」
  - ・「地域住民の自治」こそが真の住民自治？
  - ・それは、「分権を通じて自治へ」という直列の関係にはない
- ・「分権」と「地域住民の自治」の接合に関しては、効率化・市場化の問題も？

## III 「第2次、第3次の改革断行」の見通しはあるか、第1次はなぜ実現できたか

外圧を契機とする「豊かさを実感できる社会」路線？